

# 下北山村教育大綱

下北山村総合計画 基本構想 めざすべき将来像

きなりの郷 ～元気、本気の人気村～

きなりの郷では、教育の機会均等を目指し、学びたいことを学べる環境を作ります。

教育基本法第3条（教育の機会均等）に「その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」とあるように、いかなる理由であっても教育に格差があってはなりません。地域や家庭環境に関係なく、誰もが学びたいことを学び、学びたい時に、学びたいところで教育を受けることができる環境を整備し、都市部に負けない質の高い教育を享

## 総合計画・教育理念を踏まえた教育計画

### ① 学校教育の充実

(1) 知徳体の調和のとれた発達 (2) 教育環境の充実

### ② 社会教育の充実

(1) 自然体験活動の推進 (2) 生涯学習の展開

### ③ たくましい心身と自立心の育成

(1) キャリア教育の推進 (2) 食育の推進

### ④ 人権教育の推進

(1) 道徳教育の充実 (2) 人権意識の啓発 (3) あらゆる差別の撤廃

### ⑤ 地域文化の振興

(1) 郷土や自国の文化・伝統の理解 (2) 文化・伝統の保存と継承

### ⑥ スポーツの推進

(1) 運動施設の整備・活用 (2) スポーツの普及 (3) 健康・体力の増進

### 下北山村の学校教育指針

～ふるさとに愛着と誇りを持つたくましい『北山っ子』を育てる～

- ① 自立にむけての正しい判断力・強い意志をもった子どもの育成
- ② いつまでもふるさとを愛し、下北山を誇りに思う子どもの育成
- ③ 生きる力を身につけ、新しい時代を切り開く真の国際人の育成

# 大綱の期間内に取り組むべき政策

## ① 学校教育の充実

分かる喜びや成就感を体得するなかで、主体的に学習に取り組む態度を育て、豊かな文化の創造と発展に貢献する人間を育成していくために、以下の事業を推進していきます

### (1) 知徳体の調和のとれた発達

- ・ICT機器の教材教具の効果的な活用についての協議の実施
- ・多様な考えに触れ、視野を広げるため近隣村との交流授業の実施
- ・障害のある子どもに対して、一人一人の障害の状態や、発達の段階に応じた指導や十分な支援の実施

### (2) 教育環境の充実

- ・外国語教育の充実（村単独のALTの採用やホームステイによる異文化交流）

## ② 社会教育の充実

人生100年時代に、いつでもどこでも学ぶ機会が提供され、日常生活で生きがいや充実感を感じ、自立と充足したきなりスタイルを目指していくために、以下の事業を推進していきます

### (1) 自然体験活動の推進

- ・大学院生を活用し、近隣市町村の子どもたちも対象にした夏休み寺子屋事業の実施
- ・村外の人に下北山村を知ってもらおう親子山村体験事業の計画

### (2) 生涯学習の展開

- ・公民館教室を開講し、教養を高める取り組みの実施
- ・学校、家庭、地域の連携による放課後子ども教室の実施

### (3) 第2・第3の人生のためリカレント教育の充実

## ③ たくましい心身と自立心の育成

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけてもらうことや、自らの夢の実現や目標の達成に向けて努力し、進路を選択していく力を身につけてもらうために以下の事業を推進していきます。

### (1) キャリア教育の推進

- ・ホームステイによる異文化理解や、職場見学、職場体験を通じた体験活動の充実
- ・望ましい勤労観・職業観を育み、社会的な自立と主体的な進路選択ができるよう、自己の可能性を伸ばし、発達段階に応じた系統的な指導の推進

### (2) 食育の推進

- ・給食だよりに「世界の食べ物ウィーク」を連載し、生徒だけでなく教職員も対象に学校全体で食育に対して興味を持ってもらう取組の実施

## ④ 人権教育の推進

一人一人の自尊感情を高めるとともに、よりよい社会を目指して互いに連帯して積極的に努力していく態度を育成していくために、以下の事業を推進していきます。

- (1) 道徳教育の充実
  - ・道徳教育指導力アップセミナーや道徳授業セミナーを通じた教員の道徳指導力の向上
  - ・他者を思いやる心や社会人として必要な規範意識の育成
- (2) 人権意識の啓発
  - ・外部講師に来てもらい、村民を対象にした人権教育講演会の実施
  - ・職員の積極的な人権教育研修の参加
- (3) あらゆる差別の撤廃
  - ・職員の人権意識のさらなる高揚に努め、地域における人権教育の指導的役割を果たす
  - ・住民生活のあらゆる機会において人権を尊重し、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃

## ⑤ 地域文化の振興

郷土や自国の文化と伝統について理解を深め、尊重し、それらを育ててきたものを愛する心を育てていき、未来へ伝承していくために以下の事業を推進していきます。

- (1) 郷土や自国の文化・伝統の理解
  - ・先人たちが培ってきた豊かな自然と農山村生活文化の保存、伝承
  - ・各地区に残る民話や民謡、祭礼などの保存、伝承
- (2) 文化・伝統の保存と継承
  - ・貴重な歴史を伝える民俗資料の維持管理
  - ・特に重要な文化資料や伝承文化等を村指定文化財に指定・継承

## ⑥ スポーツの推進

生涯にわたって体育・スポーツに親しみ、健康を保持・増進できるようにするとともに、自ら主体的にライフスタイルを形成し生活を営んでいくために、以下の事業を推進していきます。

- (1) 運動施設の整備・活用
  - ・スポーツ公園や池の平運動場の施設整備の検証
  - ・学校体育館を利用し、村民が参加するスポーツ大会の実施
- (2) スポーツの普及
  - ・高齢者を主な対象としたグラウンドゴルフの普及
  - ・村民のニーズに即した軽スポーツの普及（ソフトバレーなど）
- (3) 健康・体力の増進
  - ・トレッキング愛好者はもちろんパワースポットとしても注目されている世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されている熊野古道を歩く「歩け歩こう大会」の実施

## ・教育大綱の実施期間

- (1) 教育大綱の実施期間
  - ・期間は、平成30年度より平成34年度までの5箇年間とします。

## きなりの郷とは

近年、私たちの暮らしのなかにおいて、生成醤油や白木づくりの家屋等「きなり」と呼べるものが少なくなっている。私たちのまわりには添加物や不必要な装飾が施されていたり、材質に合板やプラスチックなどの人為的な加工が施された商品がほとんどである。

日本独特の価値意識である「きなり」とは、まざりけのない純粹という意味で、それは本物にだけ使える言葉である。

「きなりの郷」とは、文字通り本物（ナチュラル）の暮らしのある村という意味である。

## 下北山村教育大綱

平成30年8月 策定

〒639-3803 奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内983

下北山村総務課

TEL 07468-6-0001 FAX 07468-6-0377

下北山村教育委員会事務局

TEL 07468-6-0901 FAX 07468-6-0424